

地域用水環境整備事業 (旧 水環境整備事業、農業水利施設魚道整備促進事業、歴史的 土地改良施設保全事業及び防災水利整備事業の整理・統合)	事業主体 市町村 県 土地改良区等	所属課班 農村振興課 地域計画班 農村整備課 水利施設保全班
---	-------------------------	-----------------------------------

趣 旨

地域用水環境整備事業は、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進に資する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上や低酸素社会づくりの促進を図るとともに、併せてこれら施設の整備を契機に、地域一体となつた農業水利施設の維持・保全体制の構築に資することを目的とする。

事業の内容

1 地域用水環境整備事業

(1) この事業は、地域用水環境整備基本計画（以下「地域用水整備計画」という。）に即して作成される地域用水環境整備事業計画（以下「地域用水事業計画」という。）に基づき実施するものであつて、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進に資する以下の施設の整備を総合的に行うものとする。

- ① 親水・景観保全施設
- ② 生態系保全施設（蛍ブロック、魚巣ブロック、草生水路、魚道等）
- ③ 地域防災施設整備（防火水槽、吸水枡、給水栓及びアクセス施設等の整備）
- ④ 渇水対策施設整備（渴水時に必要となる施設（堰、揚水機、送水管等））
- ⑤ 利用保全施設（ベンチ、パーゴラ、水質保全施設、緑化、便所、水飲み場、休憩所、駐車場、管理道路、遊歩道、案内板、照明、安全施設等）
- ⑥ 地域用水機能増進施設（共同洗い場、チェックゲート、反復利用施設等）
- ⑦ 小水力発電整備

(2) 特に必要とする場合にあっては、次の施設の整備を単独で行うことができるものとする。

- ア 防災施設整備事業計画に基づき都府県が実施するものであつて、上記③の地域防災施設の整備
- イ 渇水対策施設整備事業計画に基づき都府県が実施するものであつて、上記④の渴水対策施設の整備
- ウ 魚道整備事業計画に基づき都道府県が実施するものであつて、上記②のうち魚道の整備
- エ 小水力発電整備事業計画に基づき実施するものであつて⑦に掲げる小水力発電の施設整備及び導入支援。

2 歴史的施設保全事業

(1) 施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該工事と併せて行う当該施設の適切な保全・管理のため一体的に整備する必要のある以下の施設の整備を行うものとする。

- ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫の整備
- イ 管理道及び駐車場の整備
- ウ 当該施設の維持補修に必要な技術の習得等（実施期間：1地区最大3年間）

採 択 基 準

1 地域用水環境整備事業

(1) 次の用件にすべてに該当するものとする。

- ア 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の区域計画等から、事業を実施することが適當と認められること。
- イ 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- ウ 総事業費が5千万円以上であること。
- エ 地域用水機能増進施設の整備を行う場合にあっては、地域用水機能増進基本計画が策定されていること。

(2) 単独地域防災施設整備、単独渇水対策施設整備、単独魚道整備及び小水力発電整備にあっては、採択基準(1)に定めるところにかかわらず次の要件に該当するものであること。

ア 単独地域防災施設整備

- a 地域防災整備事業計画が、地域防災計画（災害対策基本法第40条により作成される都道府県地域防災計画及び第42条により作成される市町村地域防災計画）を踏まえたものであるか、地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法第2条により作成される計画）において定められ、又は定められる見込みであること。
- b 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- c 総事業費が3千万円以上であること。

イ 単独渇水対策施設整備

- a 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- b 総事業費が3千万円以上であること。
- c 近年、渇水に伴う取水制限が行われている地域として次のいずれかに該当する地域における施設整備であること。
 - (a) 直近10年間において、当該地域が属する水系における水利調整を行う組織の決定等により、一定期間の取水量の減量等を行ったことがあること。
 - (b) 直近10年間において、他種水利者等関係機関から申し入れ等を踏まえ、渇水調整に係る活動を行ったことがあること。

ウ 単独魚道整備

以下のいずれかの施設を対象に行われる施設整備であること。

- a 国営土地改良事業若しくは都道府県営土地改良事業によって河川に設置された農業水利施設次のいずれかに該当するもの。
 - a) 魚道が未整備又は現に設置されているが通水能力が小さいために、常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設。
 - b) 河川の流水による魚道の損傷若しくは施設下流部の河床低下部等により、魚道の遡上の障害となっている施設又は常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設。
 - c) 水産庁（都道府県の水産部局を含む。）河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設
- b 取水量が大きく河川の流況若しくは生態系に影響を及ぼす恐れがある都道府県土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設として次の全てに該当するもの。
 - a) aのa), b)又はc)に該当するもの。
 - b) 一級河川又は2級河川に設置された農業水利施設のうち河川を横断する大規模な工作物で取水能力が0.3m³/s以上の施設。
- c 前後一連の区間で魚道が整備、又は整備が予定されている農業水利施設で当該施設の魚道が整備されていないため、魚類の遡上の障害となっていることが明らかなもの。

エ 小水力発電

以下の要件を満たす農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備又は導入支援であること。

a 施設整備

- (a) 土地改良施設等の維持管理の節減が見込まれ、次の全てに該当するもの
- i 以下の施設を対象に電力を供給する小水力発電であること。
 - ① 土地改良施設等であって土地改良区等が管理する施設。
 - ② 農業農村振興に資する公的施設
 - ii 土地改良区が事業主体となる場合であって、発電した電力を売電し、電力供給対象施設に必要な電力を購入する場合には、小水力発電の発電能力を發揮した結果得られる見込みの収入が、電気供給対象施設に係る電力料と受電・発電に必要な費用の合計額を過度に超えない範囲の規模であること。
 - iii 発生電力を一旦売電し、電力供給対象施設に必要な電力を購入する場合には売電単価を電気事業者と協議を了している、又は了することが確実と認められること。
また、発電施設の建設単価及び発電単価が売電単価からみて相当な水準であること。
- (b) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。

b 導入支援

- 1) 小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適當と認められること。
- 2) 平成25年度までに実施されるものであること。

2 歴史的施設保存事業

(1) 次に該当するものとする。

- ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第57条第1項、第78条第1項、第109条第1項、第182条第2項の規定に基づき重要文化財として指定され、若しくは指定されることが確実と認められる土地改良施設又は地域における歴史風致維持及び向上に関する法律第5条第8項に基づき認定された歴史的風致維持向上計画に位置付けられた土地改良施設であること。
- イ 当該施設の支配面積又は、一連の群として関連性を持つ複数の施設の末端支配面積の合計が20ha以上であること。
- ウ 事業により整備される施設の適正な維持管理がおこなわれることが確実であると認められること。
- エ 総事業費が3千万円（ため池にあっては8百万円）以上であること。

負担割合	区分	国	県	市町村・その他	備考
県営 (団体営について未定)	地域用水環境整備事業	50	25	25	H23年度新規地区より適用
	歴史的施設保全事業				